別紙様式第２号（規格Ａ４）（法第３２条の２　施行規則第８条）

誓　約　書（Ａ）

　採石法（昭和２５年法律第２９１号）第３２条の４第１項第１号から第５号まで及び第７号に掲げる登録拒否事項に該当しないことを誓約いたします。

　　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 登録申請者 | 企業名 |  |
| 住所地 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

　群馬県知事　　　　　　　　あて

　※採石法第３２条の４第１項

 　第１号　この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者

 第２号　第３２条の１０第１項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

 第３号　第３２条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であつて法人であるものが第３２条の１０第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前３０日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から２年を経過しないもの

 第４号　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者（第７号において「暴力団員等」という。）

 第５号　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

 第７号　暴力団員等がその事業活動を支配する者